

袖ヶ浦市消防団協力事業所表示制度実施要綱を次のように定める。

袖ヶ浦市告示第 1 4 9 号

袖ヶ浦市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、袖ヶ浦市消防団の活動（以下「消防団活動」という。）に積極的に協力している事業所等を消防団協力事業所として認定し、消防団協力事業所表示証（様式第 1 号。以下「表示証」という。）を交付するために必要な事項について定めることにより、地域の消防防災力の充実強化等の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 法人その他の団体の事業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。
- (2) 消防団協力事業所 消防長が消防団活動に協力している事業所等として認定し、表示証を交付した事業所等をいう。
- (3) 消防団長等 消防団長及び区等自治会の長等の消防団活動を支援する者をいう。

(認定及び表示証の交付申請)

第 3 条 消防団協力事業所の認定を受け、及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、袖ヶ浦市消防団協力事業所表示申請書（様式第 2 号）により消防長に申請するものとする。

(消防団長等による推薦)

第 4 条 前項の規定にかかわらず、消防団長等は、消防団活動に積極的に協力している事業所等について、あらかじめ当該事業所等の意思を確認した上、消防長に推薦することができる。

2 前項の規定による推薦をしようとする消防団長等は、袖ヶ浦市消防団

協力事業所表示推薦書（様式第3号）により消防長に推薦するものとする。

- 3 消防長は、前項の規定による推薦があったときは、当該事業所等に対して、消防団協力事業所の認定及び表示証の交付の希望の有無について確認するものとする。

（認定基準）

第5条 消防長は、第3条の規定による申請があったとき又は前条第3項の規定による確認の結果、消防団協力事業所の認定及び表示証の交付を希望する旨の意思表示があったときは、当該事業所等について審査し、当該事業所等に消防関係法令の違反及び市税の滞納がなく、並びに袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団に該当せず、かつ、次の各号のいずれかに適合すると認めるときは、当該事業所等を消防団協力事業所として認定するものとする。

- (1) 複数の従業員が袖ヶ浦市消防団に入団していること。
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮していること。
- (3) 災害時等の資機材等の提供、袖ヶ浦市消防団の訓練場所の提供、袖ヶ浦市消防団の広報など消防団活動に協力していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災力の充実強化に貢献していること。

（表示証の交付）

第6条 消防長は、前条の規定により消防団協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に対し、表示証を交付するものとする。

- 2 消防長は、前項の規定により表示証を交付しようとする事業所等の所在地が他の市町村にある場合は、当該市町村と協議の上、連名で表示証を交付することができるものとする。
- 3 消防長は、他の市町村の消防長等が消防団の活動に積極的に協力していると認めた事業所等の所在地が本市にある場合で、当該市町村から連名で表示証を交付したい旨の協議の申入れがあったときは、前条に規定

する審査を行った上で、これに応じるものとする。

（表示証の表示）

第7条 消防団協力事業所は、交付された表示証を当該消防団協力事業所の周囲から見やすい場所に表示するほか、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告に表示証を表示することができる。

2 前項の規定により表示証を表示する場合における表示証の様式については、様式第1号のほか、同様式の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

（表示証交付整理簿の備付け）

第8条 表示証の交付に際して、消防長は、袖ヶ浦市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第4号）を備え付け、消防団協力事業所の名称、所在地、交付した表示証の有効期間等の必要な事項を記録するものとする。

（表示証の有効期間）

第9条 表示証の有効期間は、原則として、当該表示証を交付した日から起算して2年を経過する日までとする。ただし、消防団協力事業所が表示証の有効期間内に総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けたときは、その日から2年間とする。

2 表示証の有効期間が経過した事業所等は、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 消防長は、第1項に規定する有効期間の満了の日までに、当該消防団協力事業所における協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新することができる。この場合においては、第3条から前条までの規定を準用する。

（認定の取消し）

第 10 条 消防長は、消防団協力事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該消防団協力事業所に係る認定を取り消すものとする。

(1) 事業等を廃止し、又は休止したとき。

(2) 第 5 条に規定する認定基準を満たさなくなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により消防団協力事業所の認定を受け、表示証の交付を受けたとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、消防団協力事業所の認定及び表示証の交付が適当でないと消防長が認めたとき。

2 消防長は、前項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消したときは、当該消防団協力事業所に対し、袖ヶ浦市消防団協力事業所認定取消通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

3 前項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を消防長に返還しなければならない。

（消防団協力事業所の公表）

第 11 条 消防長は、消防団協力事業所の名称、袖ヶ浦市消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。